

(公印及び契印省略)

総 情 作 第 87 号
令和 2 年 8 月 31 日文化庁次長
今里 讓 殿総務省情報流通行政局長
秋本 芳徳放送のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する放送事業者
の要望 取りまとめ

インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備について、本年 7 月の「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度の 3 点について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。」及び「ローカル局によるネット配信の促進に向け、いかなる支援を必要としているかについて、総務省において調査・検討を行い、その結果を踏まえて、例えば、相談窓口の設置、人材支援等、必要な支援策を講ずる。」とされたところである。

これを受けて、総務省では、放送事業者の要望等を以下のとおり取りまとめた。

1 日本放送協会および民放在京キー局 5 社の要望

別紙 1 は、既に同時配信及び見逃し配信を本格的に行っている日本放送協会並びに試行的に同時配信に取り組み、見逃し配信を本格的に行っている民放在京キー局 5 社の要望である。これらの者は、それぞれの実績を踏まえ、同時配信等を円滑に実施するためには、個別の課題のみの解決を前提としたものではなく、同時配信等を放送と同等に扱うこと、すなわちこれらの著作権及び著作隣接権の権利処理全てについて一括処理を実現することが不可欠であると考えている。

また、在京キー局 5 社をはじめとする民間地上基幹放送事業者（テレビジョン放送に限る。以下同じ。）は、その多くが同時配信等を本格実施していないことから、著作権法改正については、多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性を担保し、かつ、視聴者の利便性と視聴機会の拡大等を図る観点から、特に、「同時配信等」の範囲について、柔軟な内容とするよう配慮した検討を求めている。

同時配信等の権利処理について、具体的には、以下の項目に関する課題解決を要望している。

※括弧内は別紙1の項目番号

(1) 制度的課題について検討が必要な事項

- ・放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用 (1. (1)①及び(2)⑥)
- ・借用素材の権利処理の円滑化 (1. (1)⑤及び(2)①)
- ・商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応 (1. (1)③及び(2)④)
- ・リピート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減 (1. (1)④及び(2)⑤)
- ・楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理 (1. (1)②及び(2)②)

(2) 必ずしも著作権法上の課題ではないが、制度改正が行われれば権利処理の円滑化につながる事項

- ・外国曲のシンクロ権に係る包括処理の推進 (1. (2)③)
- ・著作権法上の課題ではないが商慣習上必要となる様々な権利処理の円滑化 (1. (2)⑦及び⑧)
- ・全体的な権利処理の作業負担の軽減 (1. (2)⑨)

また、著作権法（昭和45年法律第48号）第67条及び第68条に規定する裁定制度（以下「裁定制度」という。）については、日本放送協会からは手続のより一層の簡素化が、民放在京キー局5社からは補償金の事前供託の免除が要望された（別紙1「2. 裁定制度について（NHKおよび民放在京キー局5社共通の課題）」参照。）。

2 地方局の同時配信等における権利処理の現状と課題

別紙2は、前述の「規制改革実施計画」を受け、在京キー局5社を除く民間地上基幹放送事業者122社を対象にアンケート調査を行った結果をまとめたものである。

在京キー局5社を除く民間地上基幹放送事業者の回答によれば、比較的製作時間の短い情報番組やニュースを配信することが多く、数名程度の権利処理担当者が、限られた時間の中で膨大な量の作業を行っているとのことであり、特に音楽著作権やレコード原盤・レコード実演に係る権利処理の作業に負担感を持っていることが明らかになった。

また、放送のインターネット同時配信等を実施するに当たって大きな課題として考えているものは、ビジネスモデルが成り立つかといった経営判断の困難さ、権利処理に係るノウハウ及び担当人員の不足並びに予算の制約であった。

なお、このアンケート調査結果によれば、回答のあった民間地上基幹放送事業者は、裁定制度について、オンライン申請などの電子的手続が可能になること、裁定までに要する期間が短縮されること及び裁定制度を著作隣接権にも準用することが、本制度を利用しやすいものとするために重要と認識しているものである。

なお、上記を踏まえ、今後、総務省及び文化庁が共同して、権利者や関係者等から意見聴取を行い、その合意を得た上で、文化庁において優先度の高いものから制度設計を行うこととされているが、特に著作権法上、同時配信等を放送と同等に扱うことについては、権利者が受け入れられる条件や実施方法等について関係者の意見を丁寧に聴取する必要がある。

(別紙1)

2020年8月25日

日本放送協会

民放在京キー局5社

放送コンテンツの同時配信等における権利処理円滑化に関する要望

日本放送協会（NHK）及び民放在京キー局5社は、現在、放送番組の同時配信等を難しくさせている権利処理上の根源的な理由は、日本の著作権法上、「放送」と「配信」で明確に権利が分かれていることにあると捉えている。権利が分かれていることによって、「同時配信等」については、「放送」とは別途に「自動公衆送信」にかかる権利を取得することが必要となっている。

同時配信等の実施にあたっては、後述するように、権利処理上の課題が数多く存在する。これらの課題を解消するためには、著作権法上、同時配信等を放送サービスの一形態と位置付け、一体での権利処理を可能にすることが望ましい。また、放送と同時配信等の権利処理がワンストップでできない現状においては、放送では許諾が得られても同時配信等では許諾が得られないという理由から、いわゆる映像・音声の「フタ被せ」処理を行わざるを得ない素材が数多く発生する。現行の放送体制の中で視聴者に安心・安全な情報の提供を行う新たな手段を確保するためにも、同時配信等で権利の問題によってフタ被せ等が発生し、放送と比べて著しく情報が不足した番組が配信されるという事態は、NHK・民放在京キー局5社としては極力避けたいし、何よりも視聴者の利益に繋がらないと考えている。

令和2年1月に実施された、民放在京キー局5社による生放送の報道・情報番組における同時配信の実証実験では、5社の平均で番組本編全体の14%で、権利処理が出来なかったことによるフタ被せが発生し、現行の著作権法下における権利処理手続きだけでは限界があることが露呈された。また、NHKが令和2年4月より本格実施しているNHKプラス（同時配信と見逃し配信サービス）においても、総合で9%程度、Eテレで30%程度ものフタが生じている状況（令和2年6月）である。ヨーロッパではフタ被せはほとんどなく同時配信が行われている。日本と比べて著作物等の集中管理が進んでいることなども考えられるが、著作権法における同時配信が「放送（公衆への伝達）」と位置づけられていることも大きな要因の一つと思われる。

また、不正に番組を配信するデバイスの販売が急速に増えている。日本でも通販サイトなどを通じて不正デバイスが販売されており、正規の同時配信サービスの普及を阻害するおそれがある。正規のサービスではフタ被せで不十分な

コンテンツしか配信できず、一方で不正デバイスでは、フタ被せなく視聴できることになる。こうした状況を鑑みると、正規サービスがフタだらけといった事態は是非とも避けなければならない。

本年7月2日の「規制改革推進に関する答申」では、「放送業界は今なおコンテンツの有力な供給源であり、高品質なコンテンツ製作のための適正な対価受払を基盤とした環境整備、そして視聴環境の多様化やグローバル化に対応したインターネット配信の強化といった喫緊の課題は、政府が重要な政策として取り組むべきものである。その基礎として、運用面の改善とともに、放送番組のインターネット配信を円滑に行う上での課題となっている著作権制度の在り方を見直すことが不可欠である」との要請がなされている。少なくとも、放送番組の同時配信は、利用者からみて放送波で視聴する場合も、インターネットで視聴する場合も、同じ情報を同じタイミングで受けるサービスであることから、権利者の権利を不当に害するものではなく、著作権法上、放送と同等に扱われるべきと考える。若者のテレビ放送離れが進む中、テレビ視聴の多様な選択肢を通じて放送番組をこれまで通りご覧いただき、相応の対価が権利者へ支払われることは、権利者の利益にもつながるものではないだろうか。技術的に伝送路が異なるという理由から、権利処理の手続きが煩雑化し、結果、許諾を得る作業が困難となることで、放送と比べて著しく情報が不足したコンテンツが提供されることは避けるべきことであり、権利者への影響を考慮しつつ、コンテンツの流通及び利用者の利便性の向上に資するよう、著作権法の改正を検討いただきたい。

なお、現時点で民放在京キー局5社をはじめとする民放テレビ事業者の多くは放送コンテンツの同時配信等を本格実施しておらず、民放テレビ事業者が行う同時配信等サービスの具体像は明確になっていない。そのため、多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性が担保できるように著作権法改正を検討されたい。特に、「同時配信等」の範囲については、視聴者の利便性と視聴機会の拡大等の観点から、柔軟な内容とすることを要望する。すなわち、

- * 番組放送中にリニア放送と意図して時間をずらし配信する「追っかけ再生」や、一定期間の見逃し配信等を含めること
 - * 同時配信等については放送との地域の同一性は問わないこと
 - * 契約・その他の問題によるフタ被せや差し替えも想定されることから、完全に放送と同一コンテンツであることを条件としないこと
 - * CMについては放送においてもスポンサーの要望や事情に応じて地域別差し替えを行っていることから、配信における差し替えも容認すべきであること
- といった点に配慮した検討を求めるところである。

また、上記の事項の検討における柔軟性が担保されない場合、事業性の問題や実務上の観点を含めて、実施を決めていない民放在京キー局5社に関しては、将

来的な検討の大きな足枷となり得る場合がある、と考える。

その上で、NHKにおいては既に実施している同時配信等の実績を、また民放在京キー局5社においては同時配信等を試行した実績をそれぞれ踏まえ、同時配信等を円滑に実施するためには、個別の課題のみの解決を前提としたものではなく、以下に挙げるすべての課題への対応と改善が不可欠であると考ええる。

1. 同時配信等の権利処理課題

(1) NHKにおける放送コンテンツの同時配信等の権利処理課題

① 放送のみ許される権利制限等

現行著作権法下においては、下記のように、放送においては、権利者の許諾を得ることなく可能となっていることが、同時配信等では不可能となっている規定が存在する。

・学校教育番組の放送等（第34条）

この権利制限規定により、公表された著作物は、権利者の許諾なく、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校向けの放送番組において放送することができるが、同時配信等はできない。

・営利を目的としない公の伝達（第38条3項）

この権利制限規定により、権利者の許諾なく、喫茶店等のテレビで放送番組を見せることができるが、同時配信等は見せられない。ネットに接続できるテレビでは、無線で視聴しているのか、ネットで視聴しているのかわからず、円滑に権利処理を進めることができない。

・時事問題に関する論説の転載等（第39条）

この権利制限規定により、新聞や雑誌に掲載された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説は、権利者の許諾なく、テレビ番組で放送することができるが、同時配信等することはできない。

・政治上の演説等の利用（第40条2項）

この権利制限規定により、権利者の許諾なく、国会等での演説・陳述を放送することはできるが、同時配信等は含まれない。

・放送のための一時的固定（第44条、第102条）

この権利制限規定により、放送事業者には放送のための一時的な固定が認められている。しかし同時配信等においては、配信のための一時的固定が許されていない。

・著作物の放送に当たっての裁定（第68条）

この規定により、権利者との協議が調わないなどの場合には、放送事業者は文

化庁長官の裁定を受けて著作物を放送することができるが、同時配信等に当たってこの仕組みは使えない。

② 楽曲の支分権管理

作詞・作曲等の音楽著作権の分野は集中管理が進んでいるが、同じ楽曲でも、放送と配信では管理事業者が異なっていたり、配信は個人管理をしているケースもあり、同時配信等に当たっては、放送とまとめてワンストップで権利処理することができないことによる負担が大きい。放送と通信の融合と言われる中で、少なくとも放送と同時配信は同じサービスであり、同一の管理事業者が管理すべきである。

また、現状、放送では、JASRAC管理とNextOne管理の楽曲の利用割合を算出し、それぞれの利用割合に応じた使用料を各管理事業者を支払っているが、放送と配信では管理状況が同一ではない（放送はJASRAC、配信はNextOneと管理が分かれているケースがある）ため、同時配信等の使用料の支払いに際しては、新たに配信用の利用割合を算出する必要が生じる。加えて、使用料規程も各管理事業者で放送と配信ではそれぞれ違いがあることから、合理的な使用料の算定が難しい。

③ 商業用レコードの使用

市販CDなどの商業用レコード(以下「市販CD」という)は、放送での使用は報酬請求権であるため許諾不要だが、配信は事前に許諾を得なければならない。NHKは、日本レコード協会管理下の市販CDについては包括的に配信の許諾を得ているが、国内外のインディーズ盤など日本レコード協会に管理委託していない市販CDも存在するため、事前に使用予定の市販CDが日本レコード協会の管理下にあるか否かを確認し、管理下でなければ権利者を特定し、個別に配信の許諾を得て、条件・対価の交渉をしなければならない。同時配信での市販CDの使用には、放送では必要のなかった作業が発生しているが、そこまでの手間とお金をかけてアウトサイダーの市販CDを使用することは考えにくい上に、当該アウトサイダーが海外の場合は、許諾を得るのは実質的に不可能である。その結果、放送で使用する市販CDの範囲が制限され、文化の発展を妨げることにつながりかねない。

④ 実演のリピート放送

著作権法第94条により、実演のリピート放送に当たっては、契約に別段の定めがない限り、実演家の権利は報酬請求権（許諾は不要）であるが、配信では別途許諾が必要である。

NHKでは、「大河ドラマ」や「連続ドラマ小説」の場合、出演者が数百人にもものぼり、放送から数年後には所属事務所等が不明の実演家が多く発生するため、これまでもNHKオンデマンドの一部の番組では裁定制度を利用している。しかし、同時配信等の場合には、新たな許諾や不明権利者の探索等に要する時間を考えると、裁定制度の利用は難しい。

【主な裁定実績】

- ・「大河ドラマ春日の局」（平成元年放送） 不明実演家 152 名
- ・「大河ドラマ徳川慶喜」（平成 10 年放送） 不明実演家 86 名

⑤ 借用素材の権利処理

放送番組は、外部の写真、記事、映像等の借用素材を多く使用しているが、これらの分野には、集中管理を行う大きな権利者団体が存在しないため、同時配信にあたっては、個別に、放送だけでなく配信の許諾も得て、条件・対価の交渉を行っている。

制作から放送までの時間が短いニュース等の「生放送」番組では、明確に配信がNGの素材以外にも、配信の諾否が未確認のものや許諾条件の交渉が間に合わなかった素材については、生放送中にフタかぶせをせざるを得ない。修正漏れなどリスク対応も含めこれは大きな負担となっている。

同時配信でのフタかぶせを可能な限り少なくするためには、借用素材は放送でも極力使用しないという判断も必要になってきており、そうなれば視聴者サービスの低下だけでなく、権利者にとっても利益を得る機会の喪失につながるのではないだろうか。

（２）民放在京キー局５社における放送コンテンツの同時配信等の権利処理課題

○著作権法上放送と同時配信等では異なる取扱いから生じる課題

① 借用素材の権利処理

テレビ番組は、写真、記事、映像、絵画・美術品等様々な権利物を外部から大量に借用して番組を製作している。これらの借用素材の分野においては、集中管理を行う大きな権利者団体が存在しないため、配信にあたっては１件１件個別に許諾を得て、条件や対価の交渉を行わなければならない。同時配信等でフタ被せが発生する原因の多くは、この借用素材の問題にある。

放送では使用可能な素材でも、配信では配信エリア・期間・配信プラットフォーム・対価等の細かい条件について交渉を行わなければならないため、許諾を得るのに大変多くの時間と労力を必要とする。民放在京キー局５社の場合、バラエ

ティー番組では1本の番組に100件を超える借用素材が使用されることもあるが、許諾が下りなかったり、条件が折り合わなかったりした場合には、当該箇所差し替えやフタ被せの処理を行わなくてはならない。しかし、クイズ番組などの場合、借用素材にフタをすると画像・映像等による出題が成り立たないためにコンテンツとして成立せず、配信NGの素材が1点あることによって番組全体の配信を断念せざるを得ないこともある。また、トーク番組等においても、ゲストの言及したものに係る写真・映像等を使用することも多いところ、配信において当該コーナーにフタ被せを行うと、番組が成立しなくなることもある。

特に、報道・情報系の生放送番組では、海外素材から視聴者提供素材、SNSへの投稿まで、個人や企業を問わず第三者からの借用素材を多数使用するが、放送までの限られた時間内で、それぞれ要望の異なる相手先と許諾の有無や対価等条件の確認・交渉を行うのは極めて困難である。入手した素材の中には、許諾範囲が放送に限られるものや、ネット配信の許諾が明確に得られていないものが存在するが、素材の到着時に配信の許諾が確実に得られていることが分からない場合は、放送までの限られた時間で放送・配信双方の許諾を取ることは物理的にも難しく、その場合はそもそもの使用を断念する、もしくは配信ではフタ被せの処理とならざるを得ない。写真やニュース映像に関して許諾元と包括契約を取り交わしていた場合でも、すべての素材の権利を許諾元が持つ訳ではなく、第三者からの素材も数多く存在するため、供給を受ける素材について一律に配信権を確保することは困難である。また、放送権しか取得していない他番組や過去番組、系列局からの入り中素材（番組内で系列局からの中継により入ってくる素材）や他局の番組素材などでは、当該箇所は配信をすることができない。さらに海外素材の場合は、時差もあり、限られた時間での交渉は厳しく、訴訟リスクも考えると無許諾で配信に踏み切る訳にはいかない。

また、生放送番組では、該当部分の映像・音声を事前に差し替える対応をとることは困難なため、NG素材については、生放送中にフタ被せをすることにならざるを得ない。この場合、放送事故にもつながるリスクを抱えながら、番組の送出時にその場での判断を含め、NG素材が出てくるたびにリアルタイムでフタを当てていくという、ストレスの高い人的作業が発生する。このフタ対応にかかる人件費や設備コストなどは、民放在京キー局5社にとって大変な重荷であり、同時配信等の実施を難しくさせている原因の一つとなっている。

② 楽曲の支分権管理

作詞・作曲等の音楽著作権の分野は、管理事業者が管理をしている割合が非常に高く、放送においては、ゲーム音楽やラジオ体操など、ごく一部の楽曲を除いて、各管理事業者との包括処理でカバーが来ている。しかし、楽曲は、演奏、

放送、映画、ビデオグラム、配信というように、管理区分ごとに管理が分かれており、同じ楽曲でも、放送と配信では管理事業者が異なることがある。さらに、配信については個人管理をしているケースもあり、同時配信等にあたっては、放送とまとめてワンストップで権利処理することができない。

そのため、配信では、1曲ごとに管理事業者等のデータベースにアクセスして、権利情報を確認する必要がある。民放在京キー局5社では、年間で20万曲以上（放送局によっては30万曲以上）の楽曲を放送で使用している。また、民放在京キー局5社の2時間のバラエティー番組では、200曲近い楽曲を使用することがある。同時配信等にあたっては、これらの楽曲の使用可否をすべて事前にチェックして、管理事業者が管理していない場合は権利者を特定し、個別に対価や条件の交渉を行い、許諾が得られない場合には差し替えやミュート処理を施す、といった作業が発生する。現状の制作体制とフローにおいて、放送前に1曲ずつ権利情報を確認し、許諾交渉を行い、NGの場合は差し替えやミュートの処理を施すという一連の作業は、民放在京キー局5社にとって極めて負担が重く、現時点で効率的な権利処理方法が見つからない。

また、現状、放送では、複数の管理事業者と放送利用契約を締結し、それぞれの管理する楽曲の利用割合を算出し、その利用割合に応じて使用料を各管理事業者に支払っているが、放送と配信では管理状況が同一ではない（同一楽曲でも放送は管理事業者Aが管理、配信は管理事業者Bが管理と分かれているケースがある）ため、同時配信等の使用料の支払いに際しては、新たに配信用の利用割合を算出する必要がある。

③ 外国曲のシンクロ権

動画コンテンツのネット配信を行う場合には、放送では不要な外国曲のシンクロ権（音楽と映像を同期させて録音する場合に発生する権利）の処理が発生する。放送番組の配信二次利用における外国曲の利用に関しては、個別のシンクロ権の処理を行わずとも、多くの外国曲について包括的な処理が出来る仕組み（「ユビキタスネット流通に向けた権利クリアランス協議会・映像配信スキーム」）が作られており、放送事業者が行う見逃し配信等では円滑利用が可能となっている実態がある（※但し、この場合でもシンクロ権の処理が必要な楽曲が一部存在するため、配信にあたっては事前の確認・差し替え等の作業が必須である）。しかし、音楽著作権の主要な管理事業者からは、「同時配信については、その仕組みが適用されない」との指摘を受けている。この問題が解決されなければ、事実上、同時配信では外国曲の利用許諾を得ることは物理的に極めて難しいことになるため、放送事業者にとっては頭の痛い問題である。視聴者の多様なニーズに応えるうえでも、制度的な解消を図るか、当該管理事業者においては、是非

同時配信の分野においても集中管理を進めて、円滑利用の促進と問題解決に協力して貰いたいと願っている。それが難しい場合は、同時配信等を実施する番組においては、今後、一切の外国曲の使用が困難となる。

④ アウトサイダーの処理

同時配信等にあたって、権利者団体と包括契約を取り交わしていた場合でも、権利者団体に属さないアウトサイダーについては、個別の許諾が必要となる。

◆レコード（市販CD）

特にレコード（市販CD）については、放送は報酬請求権であるため許諾不要だが、配信では許諾権が働くため、権利者から事前に許諾を得なければならない。しかし国内外のインディーズ盤など主要管理事業者に管理委託していないレコードが少なからず存在する。これらは送信可能化の許諾取得が必要であるが、そのためには、従来の番組作りの過程では発生しなかった、事前に使用予定のレコードが主要管理事業者の管理下にある否かを主要管理事業者が発行するPDFの送信可能化委託社リストをもとに確認する作業を行わなければならない。

さらに主要管理事業者が委任を受けていないレーベルから発売された市販CDの場合は、権利者を特定し、個別に許諾を得て、おそらくは対価を支払う流れとなるが、包括契約等による許諾以外に個別交渉して1原盤毎に許諾作業を行うことは同時配信等では時間的にも大変厳しく、特に海外の権利者等の場合は、許諾を得るのは実質的に不可能である。

但し、一方で、放送事業者と主要管理事業者との契約等では、運用による解決を行っている場合もあり、レコードにおけるアウトサイダー問題については、民放在京キー局5社にとって課題解決の優先順位は低い。

また、レコードについては、異時のオンデマンド配信の場合、レコード実演も含めてレコード原盤を管理する会社やレコード原盤の主要管理事業者が権利処理の窓口となっているが、同時配信等ではレコード実演の主要管理事業者にも許諾を得る必要がある、と聞いており、権利の所在が分かりかねる状況となっている。加えて、当該レコード実演の管理事業者への委任状況や委任の範囲については、公開されているデータベースやリストなどが存在しないため、利用者側で調べる術がなく、使用可／不可の判断ができないことも課題である。

◆映像実演

映像実演の分野では、放送番組の二次利用については管理事業者を通じて権利処理を行うことが可能だが、管理事業者非加盟の実演家も多く、その場合は、個別交渉となる。

番組に出演した出演者が一人でも許諾を出さないことがあれば、該当する出演者の登場シーンはフタの対応をとらざるを得ないが、実演家の場合は、そうすると番組として成立しないために番組全体の配信をあきらめる、というケースが起こり得る。

◆原作

ドラマ等の原作においては、管理事業者は存在するものの、原作者から委任を受けている割合が低く、現在の人気作家の多くは、出版社もしくは自己管理となるため、個別に許諾交渉が必要となっている。特に出版社や代理人が管理する原作の配信使用については、交渉に係る時間的な問題等により悪影響が懸念される。

◆脚本

脚本については、複数の管理事業者が存在しており、管理事業者に加盟する脚本家の権利処理については、管理事業者との合意等が出来れば円滑な処理が可能となりうる。しかし、当該管理事業者によると、一次の放送を超えた利用については、すべて管理事業者が窓口となることを基本の考え方としている。そのため、初回放送の許諾と支払いは作家本人と交渉、配信は権利者団体と交渉と、別々の権利処理を行う必要が生じる。無論、管理事業者に属さないアウトサイダーの脚本家も多数存在するため、仮に管理事業者との取り決めが出来た場合でも、別の態様の協議・権利処理を行う場合は残るものと思われる。

◆音楽著作権

音楽著作権については、「②楽曲の支分権管理」にて詳述。

⑤ 実演家の再放送許諾

著作権法第94条により、再放送にあたっては、契約に別段の定めがない限り、実演家には報酬を支払えばよい（許諾は不要）が、配信では別途許諾を得なければならない。ドラマ番組や大型バラエティーでは多数の実演家が出演するため、再放送時に一人一人配信の許諾を得て、対価等の交渉を行う必要があり、放送事業者にとって権利処理にかかる負担は大きい。

⑥ 放送のみ許される権利制限

現行の著作権法下においては、下記のように、放送では、権利者の許諾を得ることなく可能となっていることが、同時配信等では不可能となっている規定が存在する。

- ・政治上の演説等の利用（第 40 条 2 項）

この権利制限規定により、権利者の許諾なく、国会等での演説・陳述を放送することはできるが、同時配信等することはできない。

- ・放送のための一時的固定（第 44 条 1 項、第 102 条 1 項、）
- ・放送のための実演の固定（第 93 条 1 項）

これらの権利制限規定により、放送事業者には放送のための一時的な固定や実演の固定が認められている。そのため、一部の権利者団体を除き、各権利者に対して、放送の使用許諾は得ても、放送のために著作物等を録音・録画する許諾を厳密には得ていない。しかし同時配信等においては一時的固定や実演の固定が許されていないため、自動公衆送信の許諾を得ることに加え、各権利者に対して、録音・録画する許諾も得なければならない。

- ・著作物の放送に当たっての裁定（第 68 条）

この規定により、権利者との協議が調わないなどの場合には、放送事業者は文化庁長官の裁定を受けて著作物を放送することができるが、同時配信等に当たってこの仕組みは使えない。

○必ずしも著作権法上の課題ではないが、制度改正が行われれば権利処理の円滑化につながる課題

⑦ 専属解放

レコード会社とアーティストによる専属実演家契約により、アーティストの歌唱・演奏シーンを配信する場合に、レコード会社から専属解放の申請と申請に伴う対価を求められる。専属解放は放送では不要な手続きだが、配信では必要な手続きとされている。契約当事者でない放送局に対価を請求する根拠は不明確だが、支払いに応じないと揉めることが多く、各社の見逃し配信や有料配信においても、現状、音楽番組はほとんどラインナップに上がっていない。

制度的な解消を含め、この問題が解決しない場合、同時配信等においては、音楽番組の多くは配信実施が困難となる。団体間でも一部協議等を始めているが、現状、早期解決の見通しは立っておらず、管理事業者にはさらなる集中管理を進めて貰い、権利処理の円滑化への協力をお願いしたい。

⑧ スポーツ・音楽イベント等の中継権／映画・外画ドラマ等の放送権

スポーツや音楽イベント等では、主催者が放映権や配信権を設定し、広告代理店等が権利を管理するケースが多いが、権利管理を行う事業者等と個別に交渉を行う必要があり、また放送と配信では権利者や交渉窓口が異なっていることもある。さらに配信権の権利を既に第三者に独占的に許諾している場合には、同時配信等の権利を取得することは現行法上の整理では、おそらく不可能である。

許諾が得られなかったり、条件が折り合わなかったりした場合には、番組・コーナー・素材単位でフタ被せの対応を取らざるを得ない。

スポーツ中継では、番組全体が配信できないことが高い確率で起こり得ることに加え、報道・ニュース等生番組においては、スポーツ素材の多くはフタの対象となり、生送出中に素材へのフタ対応を強いられることにつながる。

また、外部の配給会社等から購入する映画や外国ドラマも同様の課題を抱えている。基本は権利管理する映画会社等または配信権の管理を行う事業者等との個別交渉だが、放送と配信の権利者が異なる場合や配信については第三者に独占的に許諾を与えている場合では、番組単位や素材単位でフタ被せの対応が必要となる。

⑨ 権利処理の作業負荷

現在の著作権法下では、放送と同時配信等では権利が分かれるために、同時配信等では放送と異なる権利処理方法が求められる。この権利処理業務には、事前の確認作業から、権利者への申請・報告・支払い等に至るまで、膨大な手間・コスト・労力がかかる。これら権利処理に係る作業は、現状の二次利用でも負担が大きいため、現在、異時配信においては、比較的権利処理がし易い番組を選択して実施している。仮に同時配信等において、異時の配信と同様の処理となった場合、事前・事後の作業の手間・コスト・労力は膨大なものとなり、民放在京キー局5社においてはサービス実施の判断に影響を与えかねない。権利処理における作業負荷の問題は必ずしも著作権法上の課題ではないが、制度改正が行われれば権利処理の円滑化につながるものと考ええる。

2. 裁定制度について（NHKおよび民放在京キー局5社共通の課題）

NHKが、「NHKオンデマンド」で過去番組の配信をするにあたり、一部の番組で裁定制度を利用したが、申請中利用の開始までに約4～9週間かかっている。

申請書類はすべて電子化（収入印紙・押印不要）とし、電子メールでの提出も受け付けるとするなど手続を簡便にすることで、裁定制度が利用しやすくなると思われる。また、不明権利者である実演家の探索業務はa R m aが行っているが、a R m aへ二次使用申請を行ってからウェブサイトに掲載するまでに要する期間は約2～5週間、さらに、ウェブサイトでの掲載を1週間行っている。ウェブサイトへ掲載した時点で並行して文化庁への裁定申請を可能とすれば、少なくとも1週間は短縮できる。加えて、実際の探索効果の点で疑問があるC R I C

ウェブサイトでの掲載も見直すべきである。

規制改革実施計画において、NHKは保有する過去番組のインターネット無料配信の充実が求められている。同時配信等に係る裁定制度の必要性とともに、NHKの映像資産の共有を促進するうえでも、上述の見直し等、一層の手続きの簡素化を要望したい。

平成 30 年著作権法改正で、国や地方公共団体、NHK等について事前の供託が免除となり、著作物等の流通促進の面で大きく前進した一方で、民間事業者等については免除が認められていないため、NHKと同様に民放局も補償金の供託免除の対象とすべきと考える。



放送番組のインターネット配信に係る 権利処理の課題に関するアンケート結果

令和2年8月25日
総務省
情報流通行政局

- 規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日規制改革推進会議決定）等を踏まえ、放送番組のインターネット配信に係る権利処理の現状の課題とその原因等について、アンケート調査を行った。

アンケート対象者	民間地上基幹放送事業者（テレビジョン放送）のうち、在京キー局5社を除く122社
実施期間	令和2年7月10日～同年7月20日
アンケート方法	アンケート対象者に対し、日本民間放送連盟を通じてメール送付
回答者数	105社

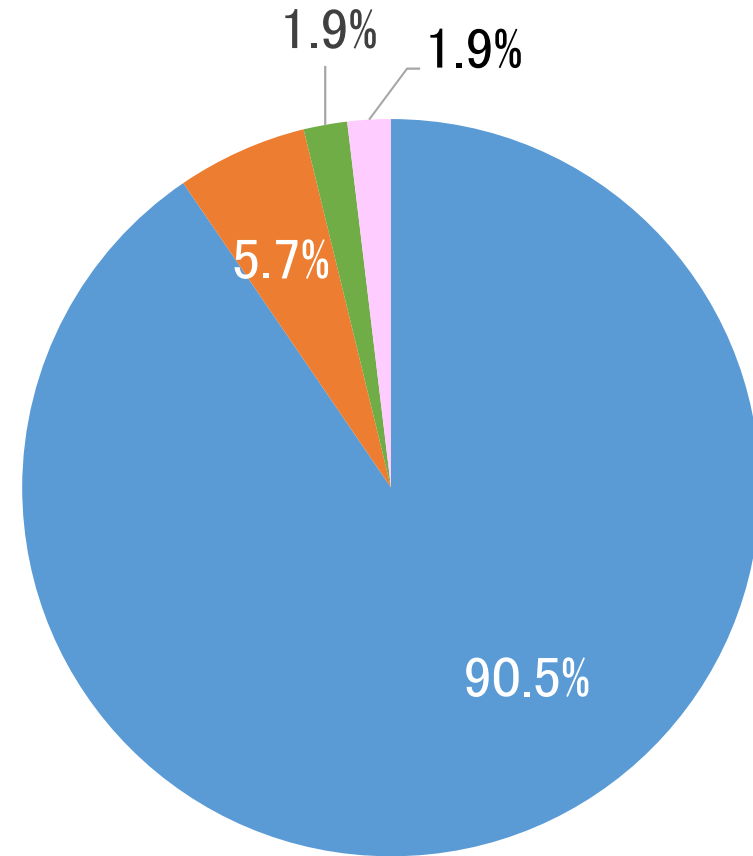
- 各設問の回答状況は、次ページ以降のとおり。
なお、以降のページで使用する用語の定義は以下のとおり。
- ・「アンケート回答社」 : アンケート対象者のうち、回答を提出した社
 - ・「同時配信等」 : 放送番組の同時配信、見逃し配信及びVOD

1. 権利処理業務担当者の人数

○ 約9割のアンケート回答社において、権利処理担当者の人数が5人未満である。

問1 貴社における権利処理業務担当者（放送だけでなく、配信を含みます。）の人数は、次のうちどれですか。なお、他の業務と兼任している場合は0.5人として数えることとし、また、この人数には、権利処理業務を委託している関連会社等における担当者も含むこととします。

選択肢	回答数(社)
■ 1. 0～4人	95
■ 2. 5～9人	6
■ 3. 10～14人	2
■ 4. 15～19人	0
■ 5. 20人以上	2
合計	105



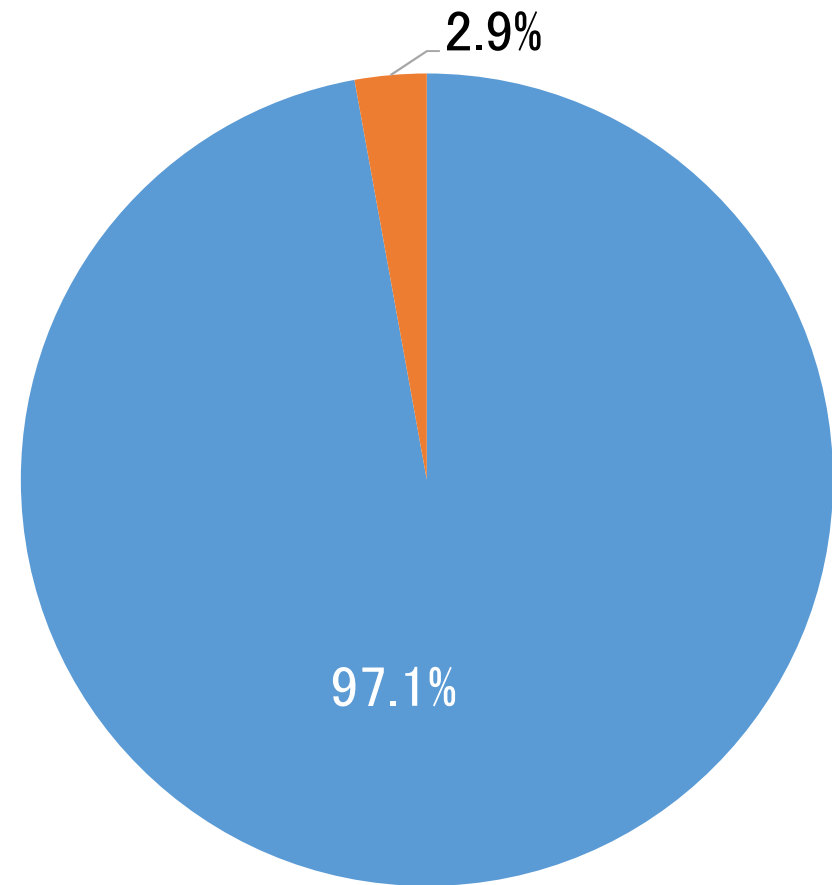
(注) 設問上は放送の権利処理業務担当者とインターネット配信の権利処理業務担当者との両方について対象としているが、回答に当たっては各社の判断基準が揺れていると考えられるため、上記の結果は参考値として理解されたい。

2. インターネット配信に取り組んだ経験の有無

○ 9割超のアンケート回答社が、インターネット配信に取り組んだことがある。

問2 これまでに、インターネット配信に取り組んだことはありますか。なお、「取り組んだことがある」には、現在取り組んでいる場合のほか、過去に実証実験等で取り組んだことがある場合も含むこととします。

選択肢	回答数(社)
■ 1. ある	102
■ 2. ない	3
合計	105



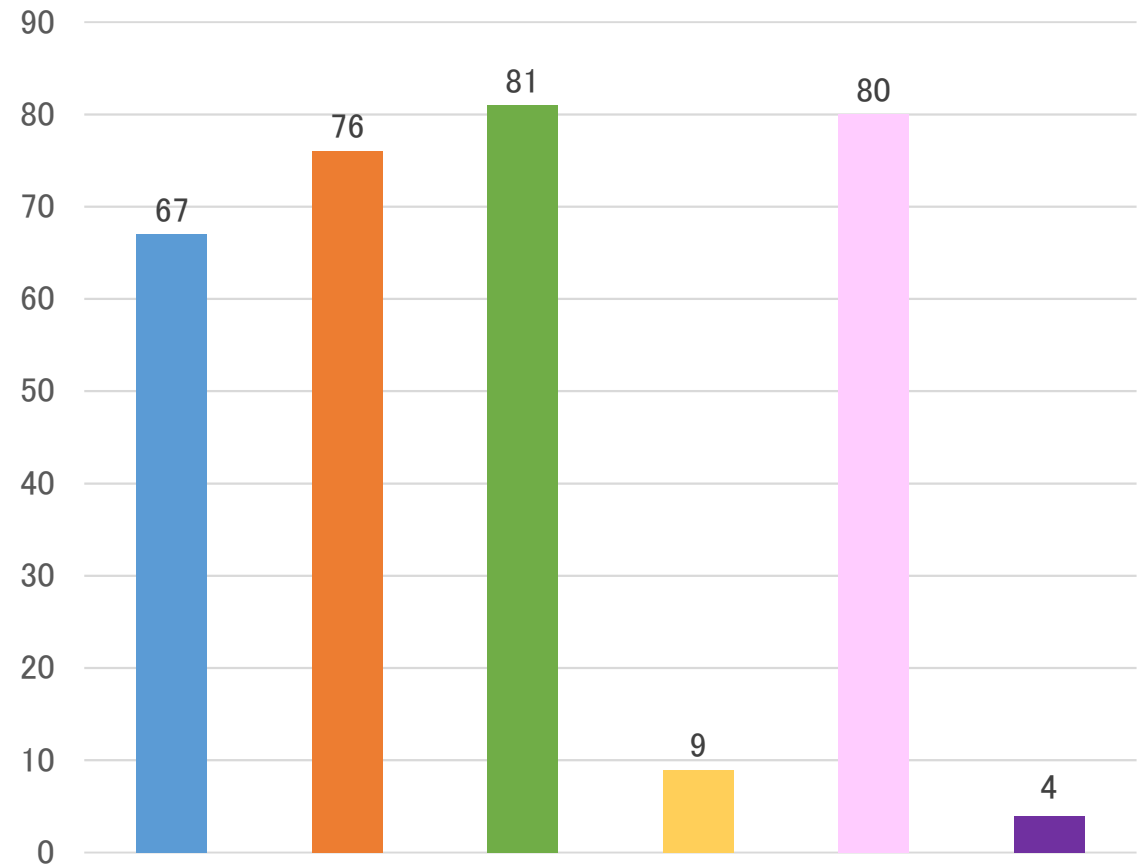
3. 実施したことのあるインターネット配信の形態

4

○ アンケート回答社が実施したことのあるインターネット配信の形態は、VODが最も多く、次いでインターネット限定配信②、見逃し配信である。

問3 実施したことのあるインターネット配信の形態は、次のうちどれですか。(複数回答可)

選択肢	回答数(社)
■ 1. 同時配信	67
■ 2. 見逃し配信	76
■ 3. VOD	81
■ 4. インターネット限定配信①	9
■ 5. インターネット限定配信②	80
■ 6. その他	4



(「その他」の回答例)ライブ配信

(参考)

インターネット限定配信①: 放送番組ではないコンテンツをあらかじめ定められた番組表に基づきインターネットだけで配信するもの(例: Abema TVなど)

インターネット限定配信②: 放送番組ではないコンテンツをあらかじめ定められた番組表に基づかずインターネットだけで配信するもの(例: 自社WebサイトやYouTubeでの配信など)

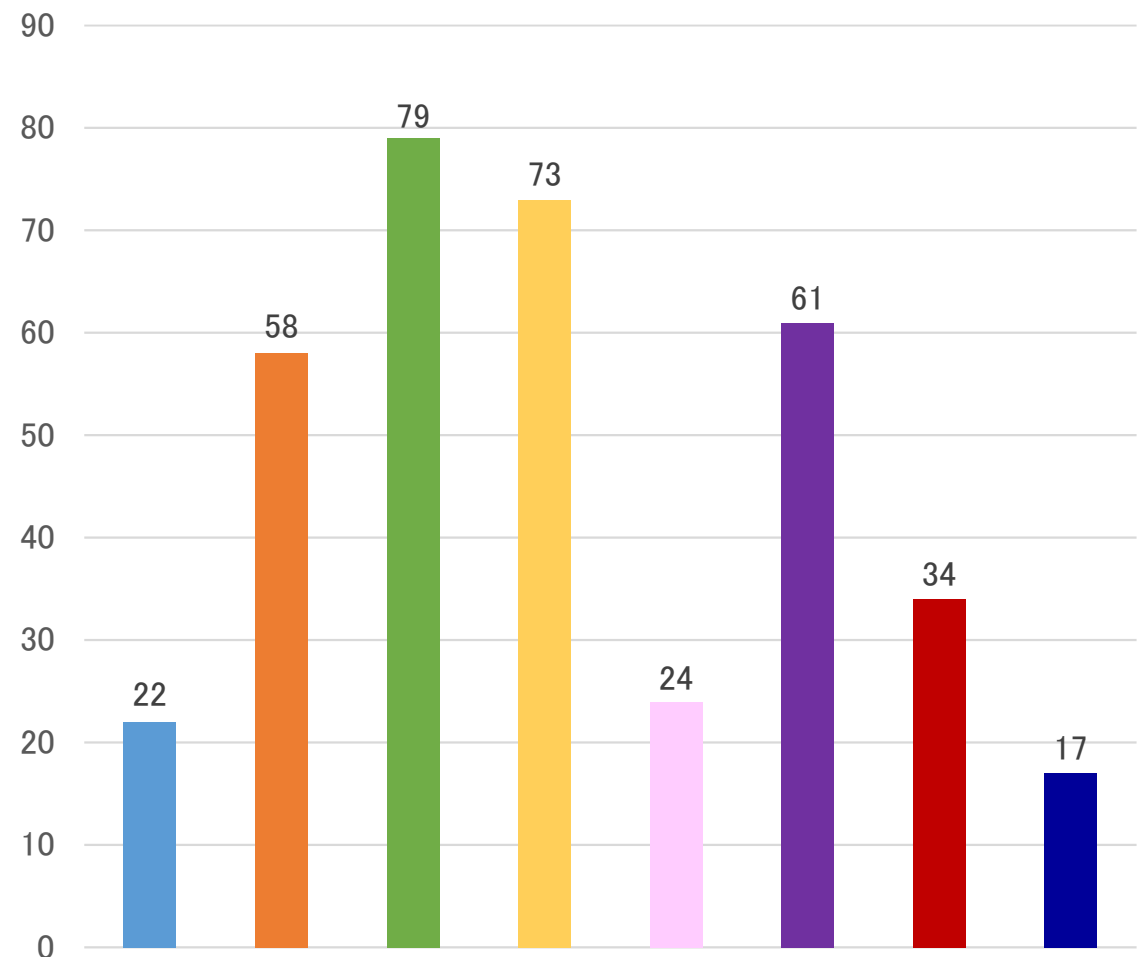
4. 同時配信等を行ったことがある番組のジャンル

5

○ アンケート回答社が同時配信等を行ったことがある番組のジャンルは、情報番組（コーナー部分のみの配信を含む）が最も多く、次いでニュース、スポーツ競技が多い。

問4 問3において、1～3を選択した社にお聞きします。放送番組のインターネット配信を行ったことのある番組のジャンルは、次のうちどれですか。（複数回答可）

選択肢	回答数(社)
■ 1. ドラマ	22
■ 2. バラエティ	58
■ 3. 情報番組（コーナー部分のみの配信を含む）	79
■ 4. ニュース	73
■ 5. ドキュメンタリー	24
■ 6. スポーツ競技	61
■ 7. イベント中継	34
■ 8. その他	17



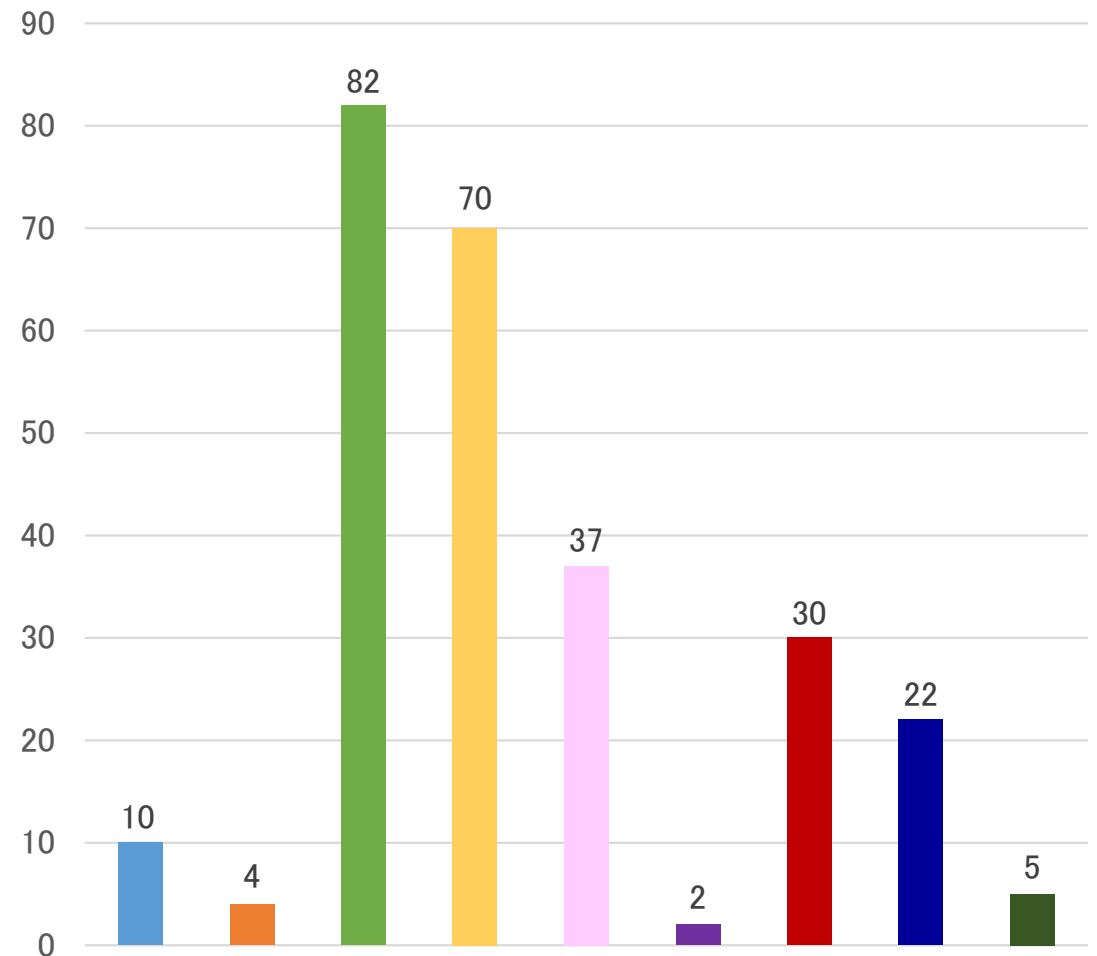
（「その他」の回答例）知事会見、コロナ情報、選挙速報、災害時の緊急報道、教育番組（高校入試解説）等

5. (1)同時配信等に係る権利処理の負担

○ 同時配信に係る権利処理の負担は、音楽著作権に係るものが最も多く、次いでレコードに係るものが多い。

問5(1) 問3において、1～3を選択した社にお聞きします。放送番組のインターネット配信に当たっての権利処理の負担(時間、人手、使用料など)が重いものは、次のうちどれですか。3つまでご回答ください。

選択肢	回答数(社)
1. 原作(小説、漫画など)	10
2. 脚本	4
3. 音楽著作権	82
4. レコード実演・レコード原盤	70
5. 映像実演	37
6. 専属解放	2
7. 借用素材(調達映像)	30
8. スポーツ競技映像	22
9. その他	5



(「その他」の回答例) 出演者が多いものや、博物館、図書館資料が多い歴史番組 等

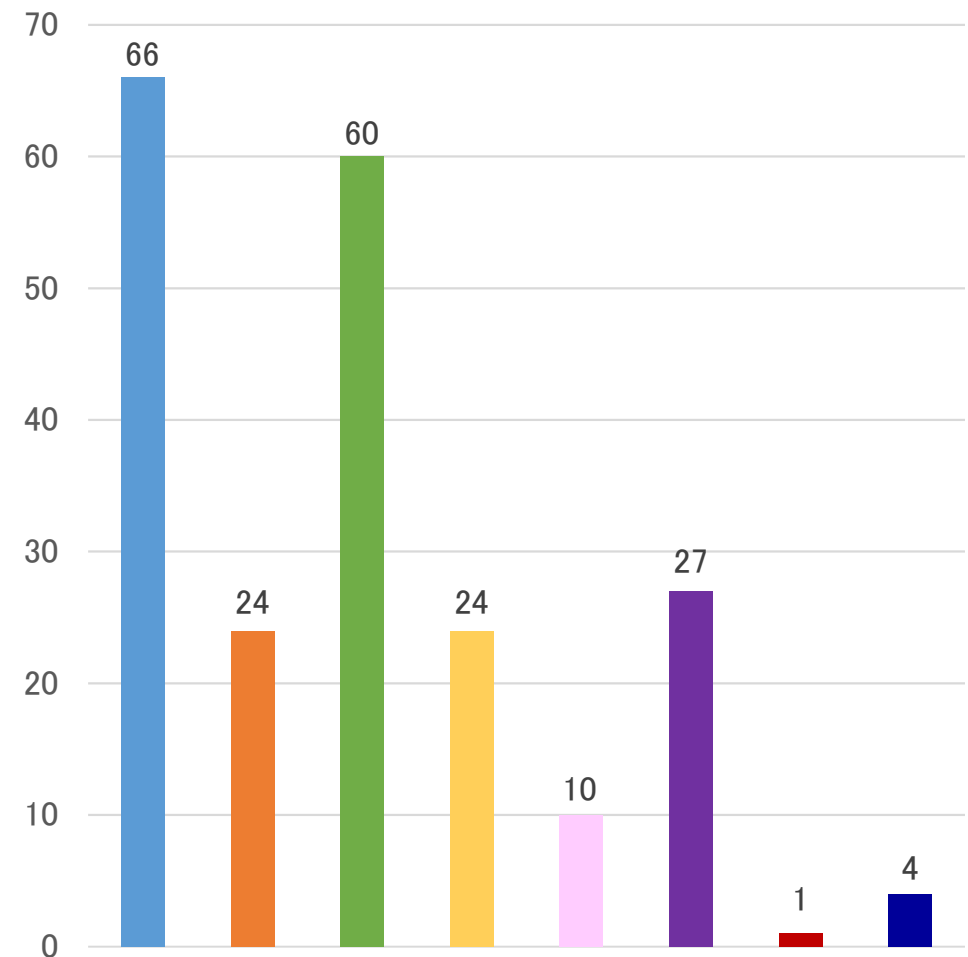
5. (2) 同時配信等に係る権利処理の負担が重い理由

7

○ 同時配信に係る権利処理の負担が重い理由は、権利処理にかかる時間によるものが最も多く、次いで著作物の量によるものが多い。

問5(2) 問3において、1～3を選択した社にお聞きます。(1)で選択したものについて、権利処理の負担が重い理由は、次のうちどれですか。3つまでご回答ください。

選択肢	回答数(社)
1. 限られた時間の中で権利処理を行わなければならないから。	66
2. 放送と配信とでは、交渉相手が異なっているから。	24
3. 膨大な量の著作物等について、配信に係る権利を改めて確認する必要があるから。	60
4. 権利者団体が管理していない著作物等(アウトサイダー)について、個別に権利者から許諾を得る必要があるから。	24
5. そもそも権利者団体がなく、膨大な量の著作物等(借用素材)について、個別に権利者から許諾を得る必要があるから。	10
6. インターネット配信に係る使用料が高すぎるから。	27
7. 既に配信権が第三者に独占的に与えられているから。	1
8. その他	4

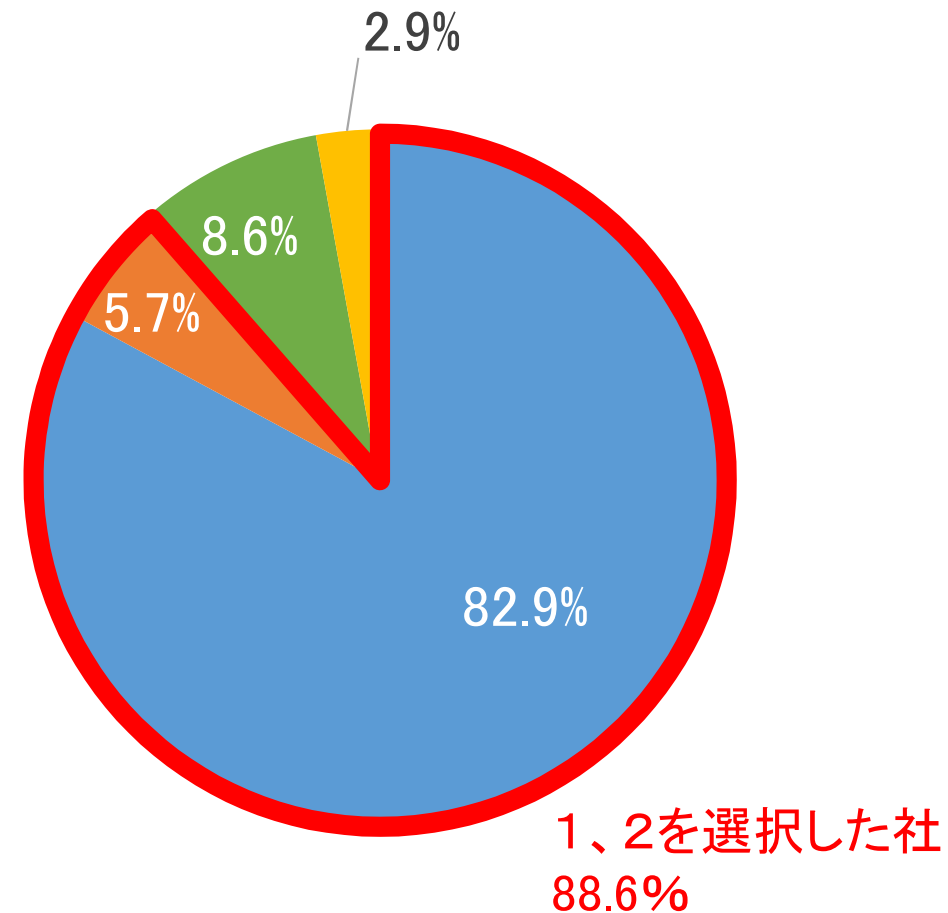


(「その他」の回答例) 配信可否や条件が細かすぎる、インターネット配信用の実績報告等資料作成・提出にかかる事務作業が多い 等

○ 約9割のアンケート回答社は、同時配信等に対し前向きな姿勢である。

問6 貴社における放送番組のインターネット配信（同時配信、見逃し配信、VODに限ります。）への取組方針について、あてはまるものを1つだけご回答ください。

選択肢	回答数(社)
■ 1. 現在実施している	87
■ 2. 現在実施はしていないが、 取り組む予定はある	6
■ 3. 取り組む予定はないが、 検討はしている	9
■ 4. 検討もしていない	3
合計	105

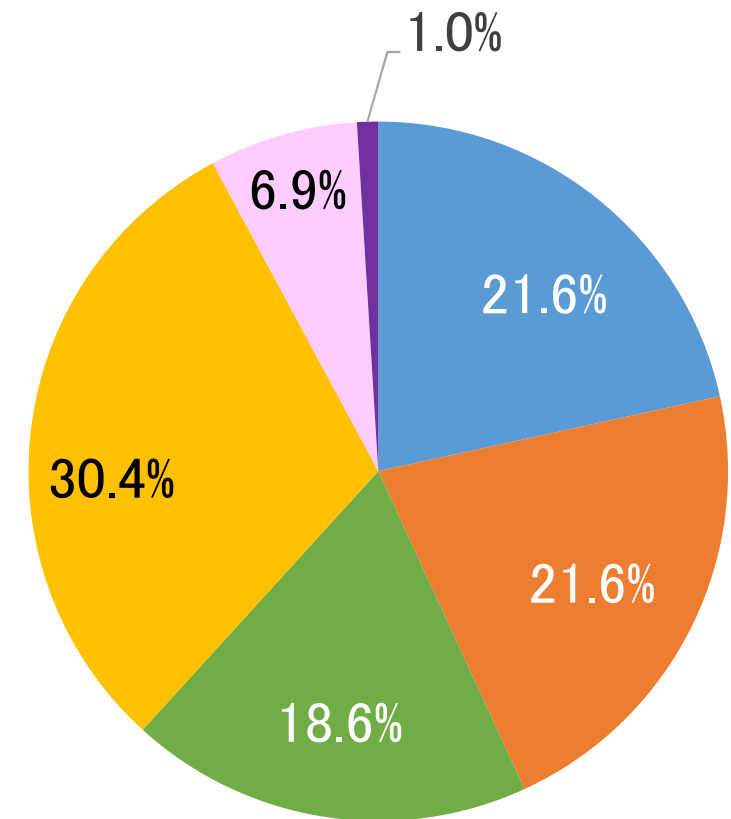


7. 同時配信等に係る権利処理の課題

○ アンケート回答社にとって、同時配信等に係る権利処理の最も大きな課題は、ビジネスモデルの問題であり、次いで権利処理のノウハウ、人員の問題である。

問7 貴社が放送番組のインターネット配信（同時配信、見逃し配信、VODに限ります。）を行うに当たって、権利処理等において最も大きな課題と考えるものは、次のうちどれですか。あてはまるものを1つだけご回答ください。

選択肢	回答数(社)
1. 放送番組のインターネット配信に係る権利処理について、ノウハウがなく、何をすればいいかわからないこと	22
2. 放送番組のインターネット配信に係る権利処理に対応するだけの人員が足りないこと	22
3. 放送番組のインターネット配信に係る権利処理に必要な使用料について、予算の制約があること	19
4. どれだけスポンサーが付くかわからないなど、ビジネスモデルとして成り立つかわからない経営判断が困難なこと	31
5. その他	7
6. 特にない	1
合計	102



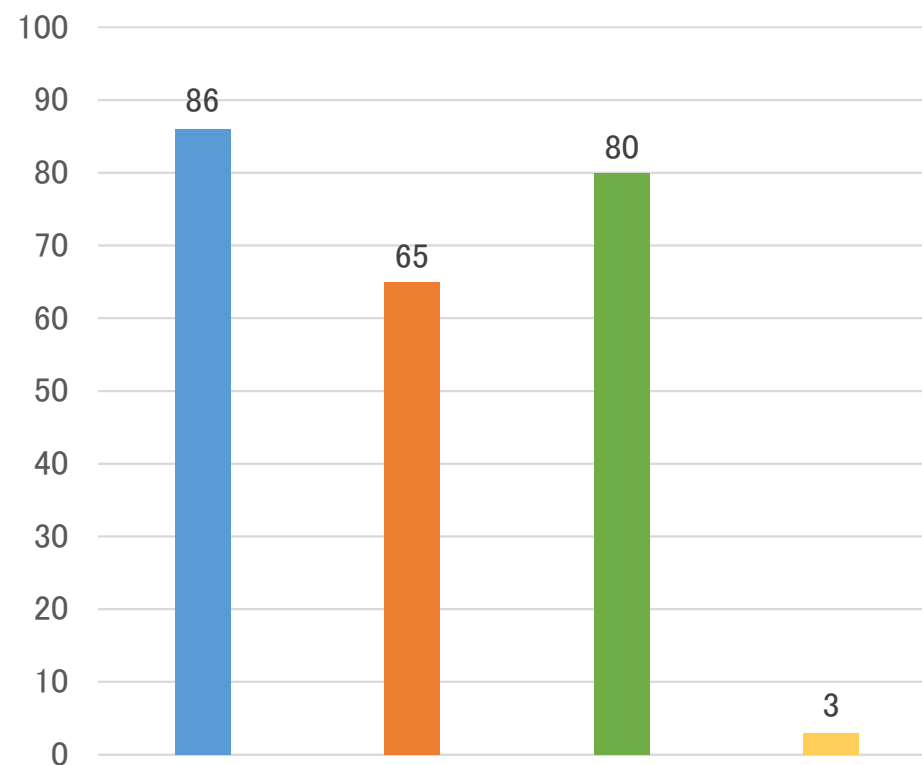
（「その他」の回答例）既存のノウハウだけで充分かどうかの確認がないこと。楽曲・原盤の権利確認が複雑すぎるため、製作現場の音効担当者が誤って配信利用不可のものを搬入することがあり、確認・修正等に余分なコストがかかること 等

（注）問6において「4. 検討もしていない」を選んだ社は、設問上問7について答えないこととなっているため、アンケート回答社の合計は102社となる。

○ アンケート回答社が、同時配信等に係る権利処理のノウハウを充実させるために適当だと考える手段は、相談窓口が最も多く、次いで手引書・ガイドライン、セミナー・講習会である。

問8 放送番組のインターネット配信（同時配信、見逃し配信、VODに限ります。）に係る権利処理のノウハウについて、どのようなものがあれば、貴社のノウハウを充実させることができると考えますか。（複数回答可）

選択肢	回答数(社)
■ 1. 相談窓口	86
■ 2. セミナー・講習会	65
■ 3. 手引書・ガイドライン	80
■ 4. その他	3

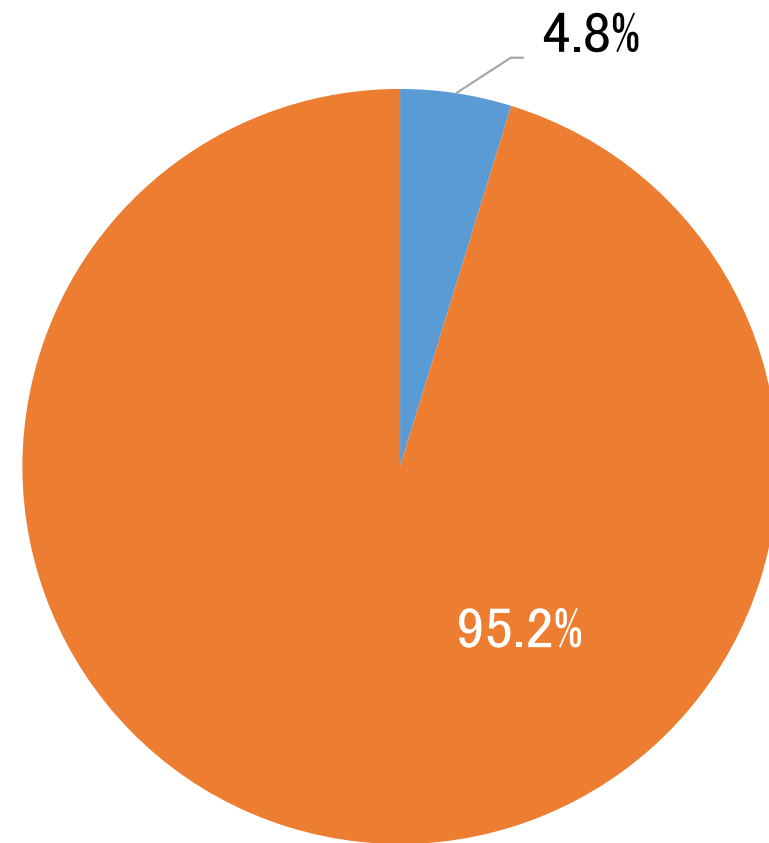


（「その他」の内訳）専門の代行業者、権利処理を含む営利モデルの実例勉強会 等

○ 裁定制度（著作権法第67条及び第68条）の利用を検討したことがあるアンケート回答社は、約5%である。

問9 著作権法（昭和45年法律第48号）には、権利者が不明である場合の裁定制度（第67条）及び放送に係る協議が調わない場合の裁定制度（第68条）が存在しますが、これまでこれらの裁定制度の利用を検討したことはありますか。

選択肢	回答数(社)
■ 1. ある	5
■ 2. ない	100
合計	105



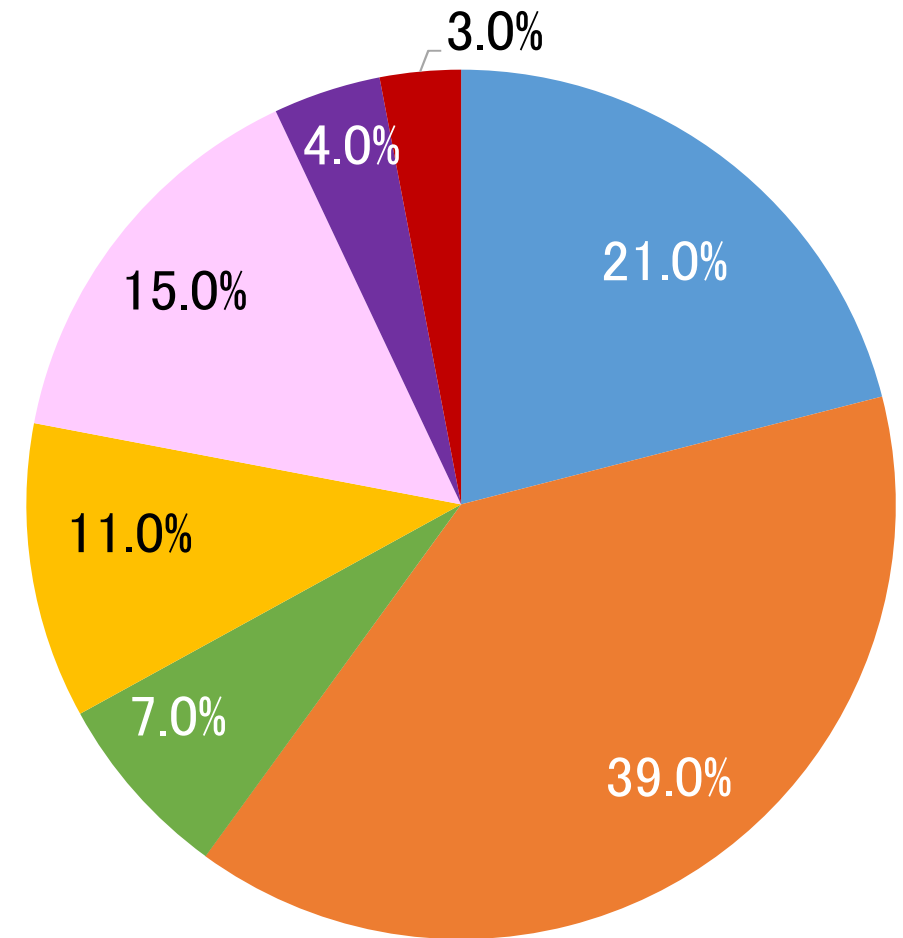
10. 裁定制度の改善のために重要だと考える点

12

○ 裁定制度（著作権法第67条及び第68条）がアンケート回答社にとって利用しやすいものとなるために重要だと考えられている点は、オンライン申請などが可能になることが最も多く、次いで裁定までに要する期間が短縮されること、裁定制度を著作隣接権にも準用することとなっている。

問10 前記2つの裁定制度が放送事業者にとって利用しやすいものとなるためには、どのような点が重要だと考えますか。最もあてはまるものを1つだけご回答ください。

選択肢	回答数(社)
1. 裁定までに要する期間が短縮されること	21
2. オンライン申請などの電子的手続が可能となること	39
3. 供託が求められる補償金/担保金の額が引き下げられること	7
4. 補償金/担保金を事前に供託する必要がなくなること	11
5. 著作権だけでなく著作隣接権にも裁定制度を準用すること	15
6. 日刊新聞紙への掲載等を伴う「相当な努力」要件の見直し・緩和	4
7. その他	3
合計	100



（「その他」の回答例）制度の周知、事務手続きが簡素化され、コストが低減されること 等

（注）無回答、回答困難等の社が5社あったため、アンケート回答社の合計は100社となる。